

平成20年11月20日

各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号  
ダヴィンチ神谷町ビル  
パラカ株式会社  
代表取締役社長 内藤 亨  
(コード番号：4809 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員管理部長 間嶋 正明  
(TEL 03-6230-2300)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年11月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年12月19日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の追加に備え、現行定款第2条につき事業の目的を一部追加するものであります。
- (2) 平成21年施行予定の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」に基づく株券電子化に対応するため、端株制度を廃止することとし、端株制度に関する文言を削除するものです。
- (3) 補欠監査役の選任の効力を延長するよう変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 駐車場の運営及び管理業務 2. 駐車場用機械・設備・装置の製造、販売業務 3. 駐車場用機械・設備・装置のレンタル及びリース業務 4. 駐車場経営のフランチャイズチェーンシステムの本部業務 5. 駐車場の運営、管理に関するコンサルティング 6. 資産運用と資金調達に関するコンサルティング	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 駐車場の運営及び管理業務 2. 駐車場用機械・設備・装置の製造、販売業務 3. 駐車場用機械・設備・装置のレンタル及びリース業務 4. 駐車場経営のフランチャイズチェーンシステムの本部業務 5. 駐車場の運営、管理に関するコンサルティング 6. 資産運用と資金調達に関するコンサルティング

<p>7. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</p> <p>8. 不動産の所有、賃貸借、売買及び管理</p> <p>9. 信託受益権の取得、保有及び売却</p> <p>10. 金銭の貸付及び金銭消費貸借契約の媒介、保証</p> <p>11. 有価証券の取得、保有及び売却 (新 設) (新 設)  (新 設)</p> <p><u>12. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第8条 (記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び<u>端株</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者及び同日の最終の<u>端株原簿</u>に記載又は記録された<u>端株主</u>をもって、その権利を行使できる株主、<u>登録株式質権者</u>又は<u>端株主</u>とする。</p> <p>第11条～第40条 (記載省略)</p>	<p>7. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</p> <p>8. 不動産の所有、賃貸借、売買及び管理</p> <p>9. 信託受益権の取得、保有及び売却</p> <p>10. 金銭の貸付及び金銭消費貸借契約の媒介、保証</p> <p>11. 有価証券の取得、保有及び売却</p> <p><u>12. 投資助言・代理業</u></p> <p><u>13. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>14. 宅地建物取引業</u></p> <p><u>15. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主もしくは<u>登録株式質権者</u>とする。</p> <p>第11条～第40条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(補欠監査役)</p> <p>第41条 法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において補欠監査役の選任ができる。</p> <p>② 補欠監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>③ 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>④ 補欠監査役は法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。</p> <p>第42条～第46条 (記載省略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者及び毎年3月31日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第41条 法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において補欠監査役の選任ができる。</p> <p>② 補欠監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>③ 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>④ 補欠監査役は法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。</p> <p>第42条～第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>
--	---

### 3. 日程

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成20年12月19日 |
| (2) 定款変更の効力発生日        | 平成20年12月19日 |

以 上